



高 介 第 3 6 2 8 号
令和 3 年 2 月 18 日

府内介護保険事業者 各位
府内介護保険施設

大阪府福祉部高齢介護室

特定事業所加算の算定における介護支援専門員実務研修 実習受入れ事業所の要件について

日頃より、大阪府高齢者福祉行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、介護支援専門員実務研修では、ケアマネジメントの一連のプロセスを見学する実習がカリキュラムに含まれており、受講者に対する指導を十分実施できるだけの知識や技術を有した主任介護支援専門員が在籍している事業所を実習の受入れ事業所として選定しています。

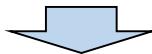
選定にあたりましては、特定事業所加算を取得している居宅介護支援事業所としていますが、令和 3 年 3 月 31 日までは当該加算を取得せずとも主任介護支援専門員が配置され、指導体制が整っていれば可とする経過措置を設けているところです。

今般、居宅介護支援事業所の管理者要件を主任介護支援専門員とする適用について、事業所の人材確保状況等を考慮し、一定条件のもと令和 9 年 3 月 31 日まで延長されましたことを踏まえ、実習の受入れ事業所につきましても、令和 9 年 3 月 31 日まで経過措置期間を延長することといたしますので、御了知いただきますようお願いします。

【改正前】

令和 3 年 4 月 1 日以降は、厚生労働省が研修実施要綱で示しているとおり、「特定事業所加算を取得している居宅介護支援事業所」を実習受入れ事業所といたします。

ただし、令和 3 年 3 月 31 日までは経過措置期間とし、第 22 回実務研修の実習指導までは、特定事業所加算を取得していなくても「主任介護支援専門員が配置されており指導体制が整っている事業所」を実習受入れ事業所とします。



【改正後】

令和 3 年 4 月 1 日以降は、厚生労働省が研修実施要綱で示しているとおり、「特定事業所加算を取得している居宅介護支援事業所」を実習受入れ事業所といたします。

ただし、令和 9 年 3 月 31 日までは経過措置期間とし、その時点で実施している実務研修の実習指導までは、特定事業所加算を取得していなくても「主任介護支援専門員が配置されており指導体制が整っている事業所」を対象とします。

<担当>

大阪府福祉部高齢介護室介護支援課 利用者支援グループ
〒540-8570 大阪市中央区大手前 2 丁目
電 話 : 06-6944-6669 (直通) F A X : 06-6941-0513
e-mail : koreikaigo-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp